

○農林水産省  
○環境省  
○経済産業省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣 林 芳正  
経済産業大臣 宮沢 洋一  
環境大臣 望月 義夫

- 一 名称 中京サインポトリング協業組合
- 二 住所 愛知県北名古屋市長田寺中外浦八番地
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	三五六 グラム	炭酸飲料用	平成十二年六月農林水産省告示第四号 図第十六のとおり 厚生省 通商産業省
ガラス	青色	三四〇ミリ リットル	三一八 グラム	炭酸飲料用	平成十二年六月農林水産省告示第四号 図第十九のとおり 厚生省 通商産業省

- 一 名称 南日本酪農協同株式会社
- 二 住所 宮崎県都城市姫城町三十二街区三号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	一九五 グラム	牛乳・加工 乳・乳飲料用	平成十五年三月農林水産省告示第一号 図第八のとおり 厚生省 通商産業省

- 一 名称 キリンビバレッジ株式会社
- 二 住所 東京都中野区中野四丁目十番二号中野セントラルパークサウス
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	三四〇ミリ リットル	四二〇 グラム	炭酸飲料用	平成九年八月農林水産省告示第二号 図第二十五のとおり 厚生省 通商産業省

- 一 名称 四国乳業株式会社
- 二 住所 愛媛県東温市南方九百五十五番一号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	二四四 グラム	牛乳用	平成十二年八月農林水産省告示第四号 図第四十のとおり 厚生省 通商産業省

- 一 名称 興真乳業株式会社
- 二 住所 東京都文京区向丘一丁目一番十五号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	二四四 グラム	牛乳・加工 乳・乳飲料用	平成十三年五月農林水産省告示第一号 図第十六のとおり 厚生省 通商産業省

- 一 名称 ニシラク乳業株式会社
- 二 住所 福岡県北九州市小倉南区大字朽網三千九百十四番五
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリ リットル	四〇七 グラム	牛乳用	平成十二年六月農林水産省告示第四号 図第四十三のとおり 厚生省 通商産業省

- 一 名称 協同乳業株式会社
- 二 住所 東京都中央区日本橋小網町十七番二号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリ リットル	二四四 グラム	牛乳用	平成九年八月農林水産省告示第二号 図第五のとおり 厚生省 通商産業省
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	一九二 グラム	牛乳用	平成十六年三月農林水産省告示第一号 図第十四のとおり 厚生省 通商産業省

○環境省  
○経済産業省告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月厚生省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣 宮沢 洋一  
環境大臣 望月 義夫